



許可番号 03750001169

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
氏 名 早来工営 株式会社
代表取締役 小松 稔明
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の5第1項~~

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

香川県知事 池田 豊人



許可の年月日 平成30年12月26日

許可の有効年月日 令和7年12月12日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含ます。
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

裏面記載のとおり。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年12月13日（当初許可）
平成18年12月13日（更新許可）
平成23年12月26日（更新許可）
平成30年8月30日（変更許可）
平成30年12月26日（更新許可）
令和6年5月7日（法人住所の変更による書換交付）

5. 積替え許可の有無 有・無

市名 余 白 許可番号 余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無 以 下 余 白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油	①揮発油類、灯油類又は軽油類。 ②次の物質を含むことのみにより有害な物。 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン)
廃酸	①水素イオン濃度指数2.0以下のもの。 ②次の物質を含むことのみにより有害な物。 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物 1,4-ジオキサン)
廃アルカリ	①水素イオン濃度指数12.5以上のもの。 ②次の物質を含むことのみにより有害な物。 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン)
感染性産業廃棄物 廃ポリ塩化ビフェニル等 ポリ塩化ビフェニル汚染物 廃水銀等 廃石綿等	
汚泥	次の物質を含むことのみにより有害な物。 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン) 以上
以 下 余 白	